

中小企業事業主の皆様へ

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金を活用しませんか！

支給要件

- ・ 800 円未満の事業場内で最も低い時間給を
40 円以上引き上げること
- ・ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入など
業務改善を行い、費用を支払うこと



支給額

上限 100 万円～下限 5 万円

「上記業務改善に係る経費の 2 分の 1（小規模事業者は 4 分の 3）」
小規模事業者とは、企業全体で 30 人以下の事業場

800 円未満の労働者 10 名以上を時間給 60 円以上引き上げた場合
上限額は最大 150 万円

【業務改善として認められる可能性のある経費例】

- ① 労働能率の増進に資する設備・機器の導入
 - ・ 在庫管理、仕入れ業務の効率改善のための POS レジシステム等の機器購入費用
 - ・ 作業効率及び労働能率の向上を目指した工場、店舗等の改装費用 等
- ② 労働能率の向上に資する研修 等

【注意】自動車（8 ナンバー除く）の購入やパソコンの購入に係る経費、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備及び通常の事業活動を行うに当たり「社会通念上当然に必要な経費※」については、助成対象経費には含まれません。

※「社会通念上当然に必要な経費」として一般的に**助成対象外**となるもの

（例）飲食店における冷蔵庫購入費、美容業における美容機器購入費、倉庫業におけるフォークリフト購入費等

業務改善助成金交付申請と申請後の流れ

【ステップ1】

① 申請

交付申請書等（下記）を労働局に提出し、**交付決定を受けた上で改善事業を開始してください。**

※労働局長の助成金交付決定前に賃金引き上げや業務改善計画を実施（物品の発注や購入等）した場合、助成金の対象にはなりません。

申請書等

- ① 交付申請書（交付要綱様式第1号）
- ② 国庫補助金所要額調書（ " 別紙1）
- ③ 事業実施計画書（ " 別紙2）

添付書類

- ④ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本
- ⑤ 納税証明書（個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」）原本
- ⑥ 労働保険料申告書及び納付書（直近2年分）写し
- ⑦ 労働者名簿（申請事業場における時給800円未満の労働者全員分）写し
- ⑧ 申請前**6月分以上**の賃金台帳（企業全体の労働者全員分）写し
- ⑨ 金融機関届
- ⑩ 雇用状況報告（その1）
- ⑪ 同意書
- ⑫ 助成対象経費の見積書と相見積書（**2社以上**の見積書が必要）

申請内容によってはこの他にも添付書類が必要となる場合もありますので、ご了承ください。

提出した申請書の審査後、計画が認められれば
「交付決定通知書」が通知されます。

② 交付決定通知書到達後

賃金
引き上げ

先行順位なし

業務改善
（物品の購入等）

- 就業規則等の変更（事業場内最低賃金を定める）および賃金の引き上げ
- 計画に基づいた業務改善（物品の発注・購入等）の実施を行ってください。

【ステップ2】

③ 実績報告書の提出

事業完了日から1月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに**事業実績報告書**を労働局に提出してください。

申請書等

- ① 実績報告書（交付要綱様式第9号）
- ② 国庫補助金所要額調書（ " 別紙1）
- ③ 事業実施計画書（ " 別紙2）

添付書類

- ④ 賃金台帳 写し
（交付申請前6月分～直近支給分までの企業全体の労働者全員分）
- ⑤ 事業場内最低賃金を含む就業規則等 写し
- ⑥ 意見書（就業規則等に対する労働者代表等の意見）写し
- ⑦ 写真（改善前・改善後や商品名、型番等が確認できるもの）
- ⑧ 業務改善に要した費用や内容を証する書面
（**領収証【原本】**、注文書、請求書、納品書、保証書等）
- ⑨ 雇用状況報告（その2）

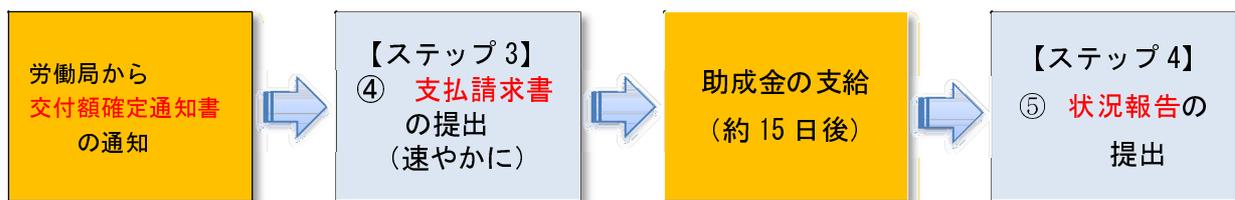
申請内容によってはこの他にも添付書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

ご提出いただいた実績報告書により

- ・業務改善計画が交付決定後に当初の予定通り実施されていること
- ・就業規則等が作成・改定され、届出や周知等がなされていること
- ・交付決定の日の前日から起算して6月前の日から申請年度の末日又は交付決定の日から6月を経過した日のいずれか遅い日までに、労働者を解雇（退職勧奨を含む）していないこと、賃金（時給額・日給額）を引き下げていないこと

などを確認します。

その後の流れ



支給額

経費の2分の1。ただし、企業規模30人以下の事業場は4分の3。

(上限額)

引き上げ対象 労働者数	引上げ額	助成上限額
1～9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～14人	40～59円	100万円
	60円以上	130万円
15～19人	40～59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	150万円

問い合わせ先

福岡労働局 労働基準部 賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階

tel : 092-411-4578 fax : 092-411-2633

HP アドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>